

# 談合情報対応事務処理要領

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認

入札に付そうとする工事等について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認の上、直ちに工事を所管する各部の公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局へ電話等により通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、調査委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ通報するものとする。

### 2 報告

事務局は前記1により談合情報に係る通報を受けた場合には、その内容を「談合情報報告書（様式1号）」（以下「報告書」という。）にまとめ、速やかに調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告すること。

なお、事務局が新聞等の報道により談合情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ報告すること。

### 3 調査委員会の招集及び審議

(1) 委員長は、前記2により事務局から報告を受けた場合、調査委員会を招集し、談合情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

(2) 調査委員会は、第2以下の手続きを行った場合、次の事項についても審議するものとする。

① 事情聴取の内容及び談合の事実の有無の決定

② 第2-1-(6)により落札が保留された場合、事情聴取の実施の要否及び最低価格入札者が落札することの妥当性の可否

### 4 所管部長への報告

委員長は、前記2の報告を受けた場合及び第2以下の手続きの結果について、所管部長へ報告するものとする。

### 5 県土整備部長への報告

所管部長は、前記4の報告を受けた場合には、「談合情報に関する報告書等について（様式2号）」により、速やかに県土整備部長に報告するものとする。

## 6 公正取引委員会等への通報

所管部長は、第2以下による手続きとして事情聴取を行った場合、談合をしていると疑うに足りる事実が確認できたか否かにかかわらず、公正取引委員会並びに警察本部（以下「公正取引委員会等」という。）に通報すること。

## 7 報道機関等への対応

情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、調査委員会の事務局長が対応すること。

## 第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次により対応すること。なお、詳細な事務手順等は、第3により行うこと。

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

#### (1) 談合情報が次の場合には、事情聴取等必要な調査を行うものとする。

情報提供者の氏名・連絡先（匿名でも可）、対象工事名及び落札予定業者名（JVの場合は代表者名でも可）が明らかであり、更に次のいずれかの情報が含まれている場合。

- ①談合に関与した業者名が明らかであること。
- ②談合が行われた日、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。
- ③落札予定金額を示していること。
- ④その他談合に参加した当事者以外には知り得ない情報があること。

なお、情報の信憑性が希薄であり事情聴取等を行わないと判断した場合であっても、入札に際しては、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行った後に入札を行うこと。

#### (2) 事情聴取

調査委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者またはそれに準ずる者とする。

また、事情聴取は、入札日の前日までに行うか、または入札開始時刻の繰下げ、入札の延期等を行った上で行うこと。

事情聴取の結果については、「事情聴取書（様式5号）」を作成すること。

#### (3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、「栃木県建設工事等執行規則」第6条により、入札の執行を取りやめるものとする。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から「誓約書（様式3号）」を提出させるとともに、入札の際には、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告を行った後に入札を行うこと。
- ② この場合、工事費内訳書の提出は入札執行前に行うこと。
- ③ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立会い、工事費内訳書の確認をすること。
- ④ 工事費内訳書の確認において、談合の事実があったと認められる場合には、前記（3）により対応すること。

(5) 入札執行時の対応

- ① 前記（1）または（4）により入札を執行した結果、談合情報に含まれていた落札予定業者と最低価格入札者が一致した場合、入札執行者は最低価格入札者名及びその金額を読み上げることなく、「談合情報と一致するため落札を保留する。」と宣言して落札を保留し、事情聴取の実施の要否及び最低価格入札者を落札者とするものの妥当性の可否について、調査委員会の審議を受けること。なお、最低価格入札者が低入札価格調査に該当する場合、低入札価格に係る調査は調査委員会の審議が終了するまで実施しないこと。
- ② 前記①で、落札予定業者と最低価格入札者とが一致しない場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

(6) 落札保留後の処理

- ① 前記（5）－①において、調査委員会の審議で事情聴取を行わないと判断した場合並びに事情聴取を行った結果談合の事実があったと認められなかった場合及び調査委員会の審議で最低価格入札者を落札者とするのが妥当であると判断された場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。
- ② 前記①で、事情聴取を行った結果談合の事実があったと認められた場合及び調査委員会の審議で最低価格入札者を落札者とするのが妥当でない判断とされた場合は、当該入札を無効とし、再入札を行うこと。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額はすでに閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによるのが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結（仮契約を含む。）前の場合

- ① 事情聴取等を実施しない場合  
そのまま契約締結すること。
- ② 事情聴取等を実施する場合  
入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

③ 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等を行った結果、談合の事実があったと認められる場合には、「栃木県建設工事等執行規則」第7条により当該入札を無効とすること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等を行った結果、談合の事実があったと認められない場合には入札を行った者全員から「誓約書（様式3号）」を提出させたうえで、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結（仮契約を含む。）後の場合

① 事情聴取等を実施しない場合

そのまま工事を続行すること。

② 事情聴取等を実施する場合

工事を一時中止した上で入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

なお、事情聴取を行った結果、談合の事実があったと認められる場合には、工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか、そのまま工事を続行するか判断すること。

### 第3 手続の手順等

第2に定めるもののほか、次に掲げる事項にも留意すること。

#### 1 報告書

(1) 報告書は、入札談合に関する情報の通報を受けた事務局が作成し、速やかに委員長へ報告すること。

(2) 公正取引委員会等への通報等は、様式4号により行うこと。

なお、通報等の内容について公正取引委員会等からの問い合わせに的確に対応できるように整理しておくこと。

(3) 公正取引委員会等へは、必要に応じて「事情聴取書」「誓約書」及び「入札結果一覧」の写し等を送付すること。

#### 2 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、調査委員会が指名した複数の職員により行うこと。

(2) 事情聴取は、対象者全員に対して、「事情聴取書」の聴取事項を参考にして個別に聴き取りを行うこと。なお、聴取内容は適宜変更して支障ないこと。

(3) 事情聴取を行う対象者のうち、契約締結権を有する者に準ずる者とは、会社を代表して答弁できる役職員または入札の内容を十分把握している役員相当職員（支店長・営業所長等）とする。なお、事情聴取に係る委任状が提出された場合には、その者の役職等は問わないものとする。

### 3 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、公正取引委員会等へ送付する旨を事情聴取の対象者全員に対して説明をしたうえで、提出させること。
- (2) 「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には入札を無効とする。」旨の警告を行う場合は、別紙「入札執行に係る警告事項」を参考に、文言を読み上げること。

### 4 工事費内訳書の確認及び分析

- (1) 工事費内訳書の確認及び分析については、談合の形跡の有無について入念に行うこと。
- (2) 事情聴取及び工事費内訳書の確認を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書の確認を並行して行うことができるものであること。

### 5 報道機関等の対応

報道機関等への対応は、原則として調査委員会の事務局長が行うが、特に必要がある場合は、委員長が指名した職員が当たること。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成6年10月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。